

第4章 地震災害応急対策計画

本章は、奈良市における種々の災害の中でも特に大規模な地震災害に対処するため、防災関係各機関と協力して、その応急対策についての防災活動を総合的、計画的に推進し、市民の生命と財産を保護することを目的とした計画である。

個々の計画項目としては、「第3章風水害等災害応急対策計画」と重複又は関係するものがあるので、本章ではそれらを再記述しない。

第1節 震災時の応急対策のための体制整備

第1項 防災組織

[各班共通]

大地震は突発する可能性が非常に強く、また地震火災等の地震災害は市内各地で同時多発するおそれがあることから、その事態に迅速に対処し、応急対策を的確に実施するために万全を期す。

1 災害警戒体制

震度4を観測した場合、又は南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの組織体制については、危機管理監及び消防局長が状況判断を行い、その結果を市長に報告するとともに組織体制の指示を受け、必要に応じて災害警戒本部を設置する。

参照 第3章第1節第3項8 防災体制の基準

- (1) 地震被害が軽微あるいは軽微と予想される場合、災害警戒本部又は災害対策本部設置に至るまでの間は、災害対策本部規程の所掌事務に基づき、各々所管部局が応急対策を行う。
- (2) 消防班は、火災等の二次災害に備える。

法令 奈良市災害対策本部規程

2 奈良市災害対策本部の概要

大地震による被害を最小限にとどめることを目的に、災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

市内に震度5弱以上の地震が発生したとき、又はそのおそれがあるときに災害対策本部を設置する。

(2) 組織、活動体制及び閉鎖基準

参照 第3章第1節第3項奈良市災害対策本部

(3) 災害対策本部は、本庁舎に設置する。

当該設置場所が使用に耐えられない場合、市長（本部長）は、保健所・教育総合センター8階及び9階の中に同本部を設置する。保健所・教育総合センターが使用に耐えられない場合、消防局第2庁舎に同本部を設置する。

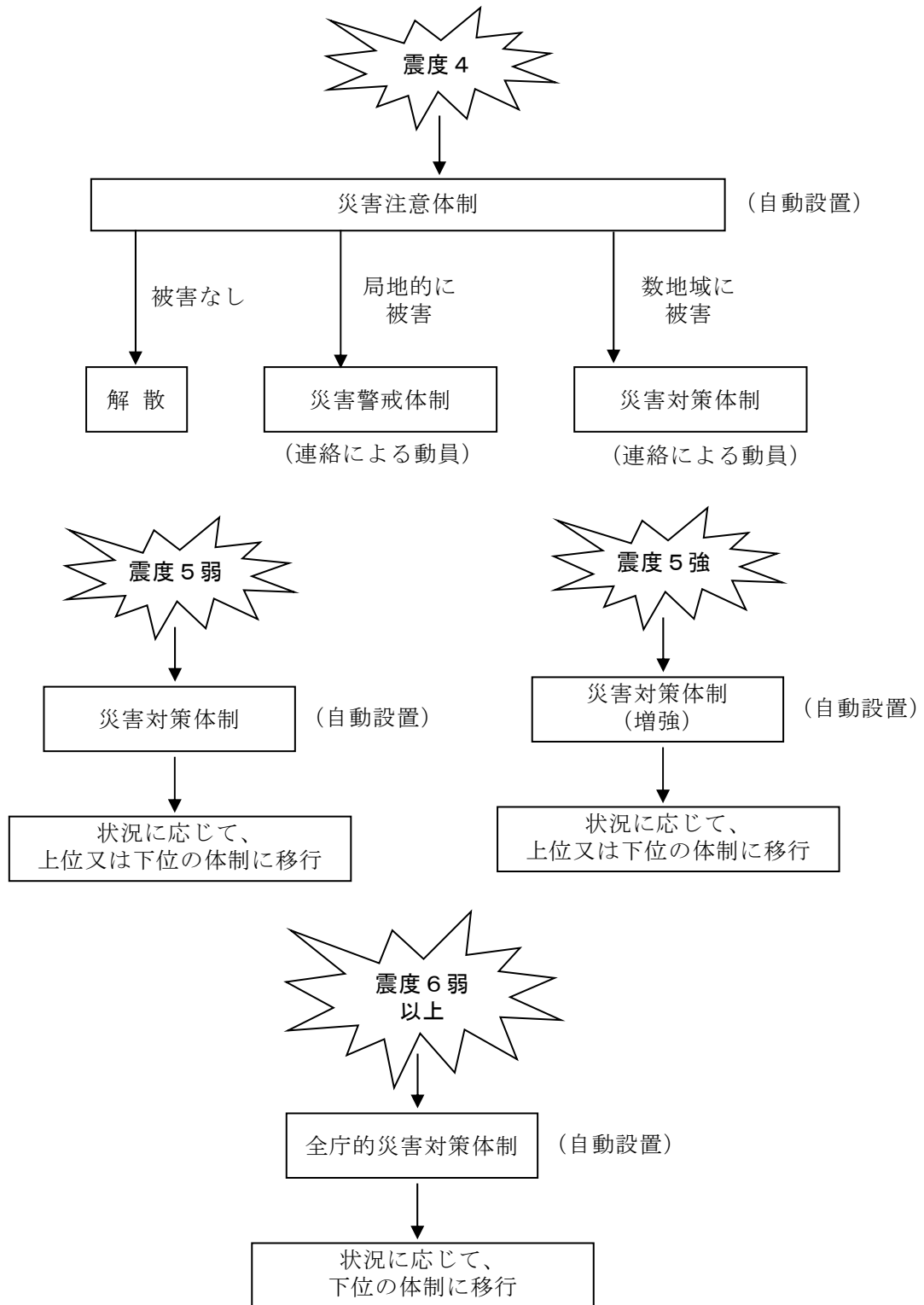
(4) 災害対策本部の機構は、「第3章第1節第3項奈良市災害対策本部」による。

(5) 市内の震度が6弱以上のときは、全庁的災害対策体制とし、全職員をもって災害対応を行う。

(6) 被害状況により、本庁舎の損壊及び火災による延焼が予想される場合は、防火施設及び有線電話を有している建物等に仮移転し、速やかに防災関係機関等へ通報する。

(7) 地震による被害が甚大な場合、奈良市災害対策本部の人員を臨機応変に活用する。

初動活動期（発災から3日間）、4日目～1週間、1週間以上の時期に応じ、重点的にとる措置（避難所の設置、救援物資の受入れ・配布、住家被害認定調査、罹災証明書の交付等）に対し、各部局から職員を動員して対応する。



注) 自動設置の場合、勤務時間外は自主参集とする。

地震時の組織体制・動員配備イメージ図

第2項 初動活動計画

[各班共通]

震度5弱以上を観測した場合で災害対策本部を設置し、実施する初動活動について、(1)勤務時間内、(2)勤務時間外に地震が発生したケースに分けてその内容を定める。

なお、初動対応の詳細は、各施設別に定めて対応する。また、非常時優先業務は「奈良市業務継続計画」に基づいて実施する。

1 勤務時間内に地震が発生した場合

(1) 地震直後の措置

勤務時間内に地震が発生した場合、地震直後の緊急措置として、各職場で以下の措置を行う。

1) 市役所庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火

市役所等庁舎、施設の被害状況を把握し、庁舎管理者等へ速やかに報告する。

また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努める。

2) 在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断される時は、庁内放送等を活用し、安全な場所へ避難誘導を行う。

3) 被害状況を踏まえた庁舎、施設の緊急防護措置

被害の状況により、施設の内外にわたり危険箇所の立入り規制や薬物、危険物等に対し緊急防護措置を行う。

4) 非常用自家発電機能や通信機能の確保

庁舎管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能の確保を行う。

(2) 地震情報の収集

各部は、地震発生直後「地震情報収集・伝達計画」に基づき、大阪管区气象台、奈良地方气象台、県震度情報ネットワークシステムやテレビ・ラジオ等から地震情報を収集する。

参照 第4章第3節第2項地震情報収集・伝達計画

(3) 奈良市災害対策本部の設置

市長（本部長）は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、「災害対策基本法第23条の2第1項」の規定に基づき、奈良市災害対策本部を設置する。

参照 第3章第1節第3項奈良市災害対策本部

(4) 支部の設置

地域班長は、災害対策本部が設置された時、あるいは災害対策本部が設置されない場合

においても、地域班長が必要と認めた時は、支部を設置する。

参照 第3章第1節第3項奈良市災害対策本部

(5) 初動期災害情報の収集

本部の各部及び支部は、地震直後の①被害情報、②人命救出に関する情報、③火災鎮圧に関する情報など、各部の初動対応に必要な情報及び自衛隊災害派遣要請や、広域応援要請の判断に必要な情報を初動期災害情報として収集する。

なお、初動期においては、被害の全体像を早期に把握し、迅速な対応に資するため概括的な情報もあわせて収集する。

(6) 自衛隊災害派遣要請依頼

市長（本部長）は、初動期災害情報から、自衛隊の災害派遣が必要となると判断した場合は、速やかに知事へ自衛隊の派遣要請依頼を行う。

知事への依頼ができない場合は、災害の状況を自衛隊に通知する。

例外措置として、要請がない場合においても、自衛隊の判断により災害派遣（自主派遣）が実施される場合がある。

参照 第3章第3節第1項自衛隊災害派遣要請計画

(7) 広域応援要請

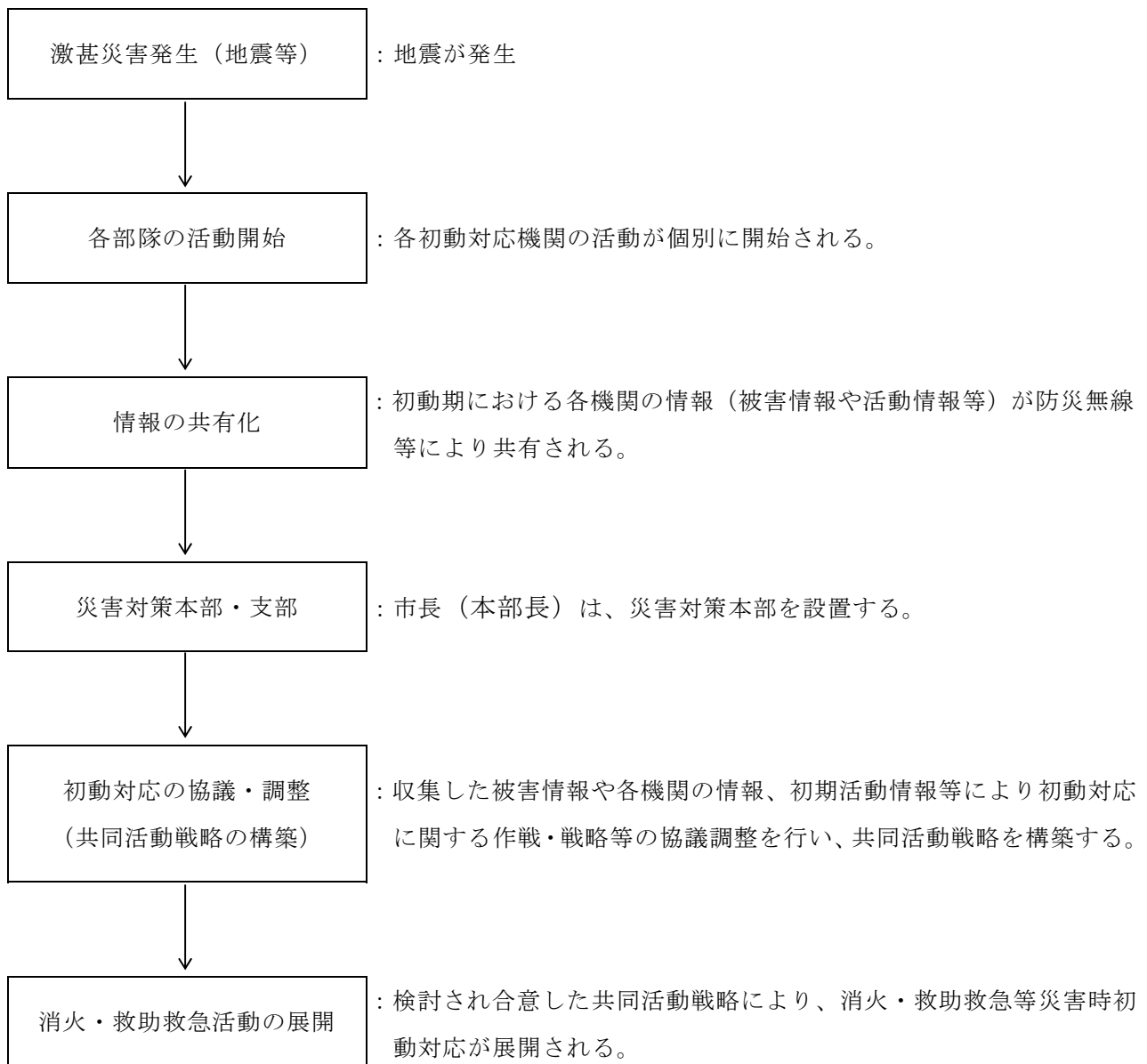
収集された初動期災害情報により、必要と認められた担当部は、事前に定められている協定等に基づき、初動期対応に必要な広域応援の要請を行う。

参照 第3章第3節第2項広域応援要請計画

(8) 災害時初動期の連携確保

災害対策本部は、激甚な災害発生時の初動期に消火、救急、救助活動、人命救助に携わる機関やライフライン関係機関が相互に情報を共有化し、迅速・的確に合理的な初動期対応を一体的に実施するため、警察、自衛隊、ライフライン関係機関（大阪ガスネットワーク㈱、NTT西日本㈱、関西電力送配電㈱）に対し、連絡調整員を災害対策本部へ派遣するよう要請する。

また、医療機関とは、県や市医師会を通じて連携を図る。

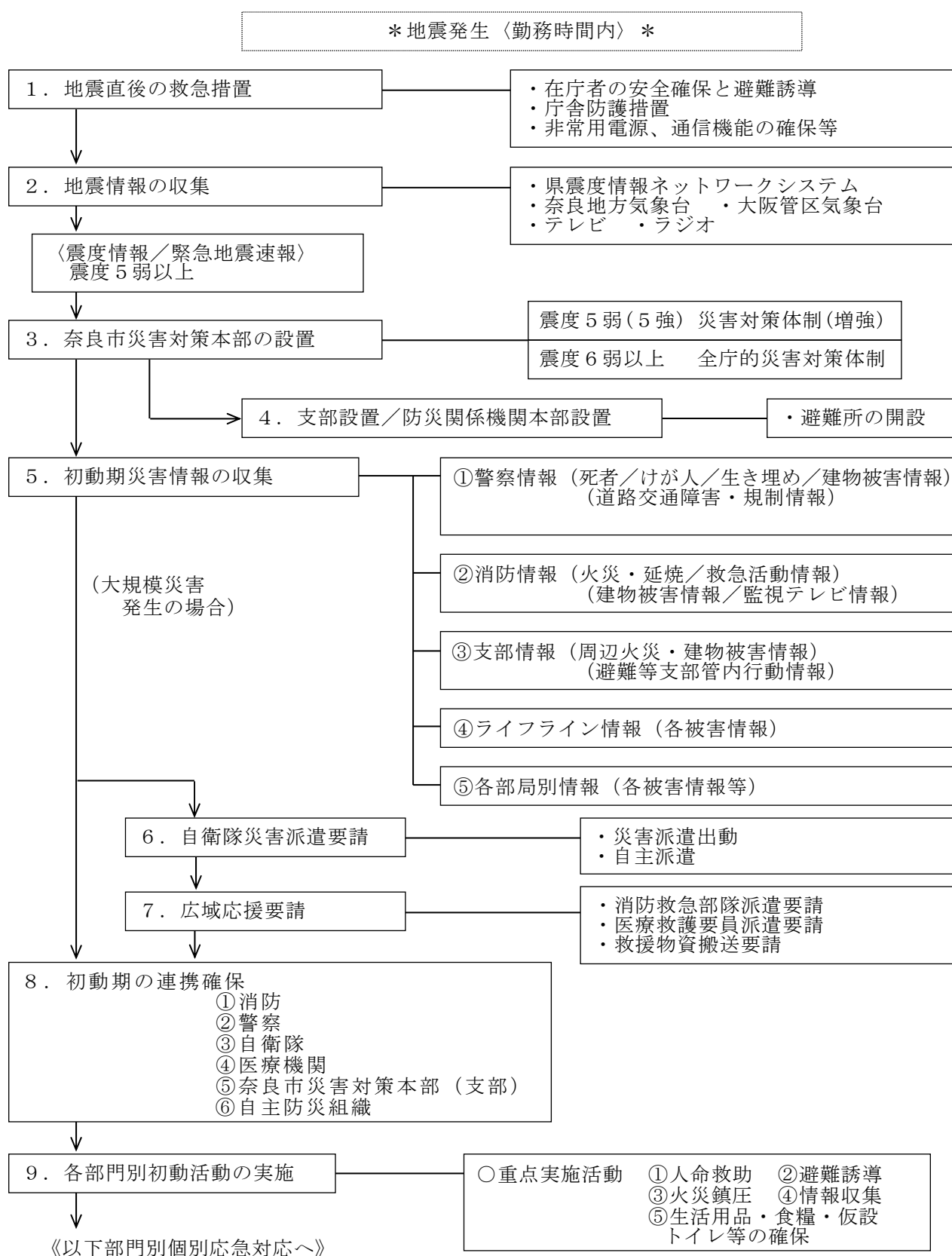


災害時初動期の連携内容図

災害時初動期の消火・救急・人命救助関係機関との連携

	自 衛 隊	警 察	医 療 機 関	消 防	市 ・ 支 部
(1) 初動体制の確立	・情報収集活動 ①ヘリコプターによる航空偵察 ②車両による地上偵察 ③連絡幹部派遣 - ア 県庁 - イ 市役所 - ウ 出張所	・対策本部への調整員の派遣等		・情報の収集及び提供 ・対策本部への調整員の派遣等	・連絡回線の確保 ・部隊投入判断に資する情報の提供（交換） ・対策本部の設置 ※対策本部へ情報を集中させる
(2) 消火活動	・消防隊の消火活動の手助け（補助）を行う	・緊急交通路の確保及び緊急車の先導消防活動域から雑踏の排除等		・中心となって対応する ・消防団、自衛消防隊、市民の協力を得て消火活動を行う	・被害状況等の把握に努め各関係機関との調整及び情報の共有化を図るための情報の提供
(3) 人命救助活動	・捜索活動開始 ・救護所開設 ・独自の情報及び消防、警察の情報により担当区域を分担あるいは協力して救助活動を行う	・救出に資する情報の提供 ・レスキュー隊等による救助活動等	・救急患者等への救急救命処置 ・救護所の開設又は巡回診療	・救出に資する情報の提供 ・負傷者の搬送 ・中心となって対応する ・消防団、自衛消防隊、市民の協力を得て活動を行う ・患者搬送用ヘリポートの準備	・遺体搬送後の処置 ・救護所開設の場所の確保 ・被害状況等の把握に努め各関係機関との調整及び情報の共有化を図るための情報の提供
(4) 救急活動、物資調達	・物資輸送 ①ヘリコプターによる搬送 ②車両による搬送	・ヘリコプターによる搬送 ・パトカーによる先導 ・緊急交通路の確保等	・搬送する医薬品等の準備 ・消防、警察、自衛隊からの情報に基づき、救急救命処置及び搬送を行う ・後方病院への転送及び搬送 ・市内、市外、県外病院情報の把握と伝達	・災害現場付近に救護所を設置し、応急救護処置を行う ・救急隊出動による救命処置及び搬送	・物資調達・輸送に関する要請（場所、数量等）
(5) 部隊出動、移動	・第一次部隊派遣 ①ヘリコプターによる移動 ②車両による移動 ・第二次部隊派遣 ①ヘリコプターによる移動 ②車両による移動			・応援隊との合同活動 ・臨時ヘリポート確保	・部隊の宿舎地確保 ・各関係機関の部隊参集状況の把握
(6) 避難指示、誘導 火災発生時	・自衛隊法第94条に基づく避難指示、誘導	・災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条に基づく避難指示、命令、誘導等		・災害対策基本法第60条に基づく避難指示（市長名で消防署長が発令） ・火災防御方針と見込みの発表	・避難所の開設

■初動活動①勤務時間内地震発生（震度5弱以上）



勤務時間内に地震が発生した場合の初動活動フロー図

2 勤務時間外に地震が発生した場合

(1) 地震情報の収集

全市職員は、勤務時間外に地震の発生を知ったとき、各自テレビ・ラジオ等から速やかに地震情報を収集する。

(2) 職員の出勤義務

職員は、地震発生時に防災体制により、指示がなくとも自主的かつ速やかに所属する勤務場所に参集し、それぞれの部局につく。

震度6弱以上を観測し、交通機関が途絶した場合の通勤手段は、徒歩、自転車、原動機付自転車等によるものとし、非常食等を携帯のうえ出勤する。

参照 第3章第1節第3項8 防災体制の基準

(3) 出勤が困難な場合

上記の通勤手段でも出勤できない職員は、最寄りの市出張所、連絡所等に集まり、その責任者（出張所長、連絡主任、又は職級の上位の者）の指示を受け、応急活動に従事し、早い時期にそれぞれの部局につく。

なお、家族に死傷者が出た場合や自宅が全半壊した場合、当該職員はできるだけ早くその旨を所属上司に報告し、可能な限り早い時期にそれぞれの部局に出勤する。

(4) 参集情報

各防災体制における職員の参集状況について各部又は班でとりまとめ、本部事務局へ報告するとともに、職員は、参集途上で収集した被災状況を各部局に報告する。職員班は、職員の安否状況を確認し、出勤の可否等を集計する。

(5) 地震直後の緊急措置

市役所において庁舎管理担当の職員が、地震発生直後に実施する緊急措置は、以下のとおりである。

- 1) 各庁舎、施設の被害状況の把握
- 2) 被害状況を踏まえて庁舎、施設の緊急防護措置
- 3) 庁舎内の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）

なお、他の庁舎管理担当の職員が登庁した段階で、速やかに非常用発電機能や通信機能の点検、機能確保を行う。

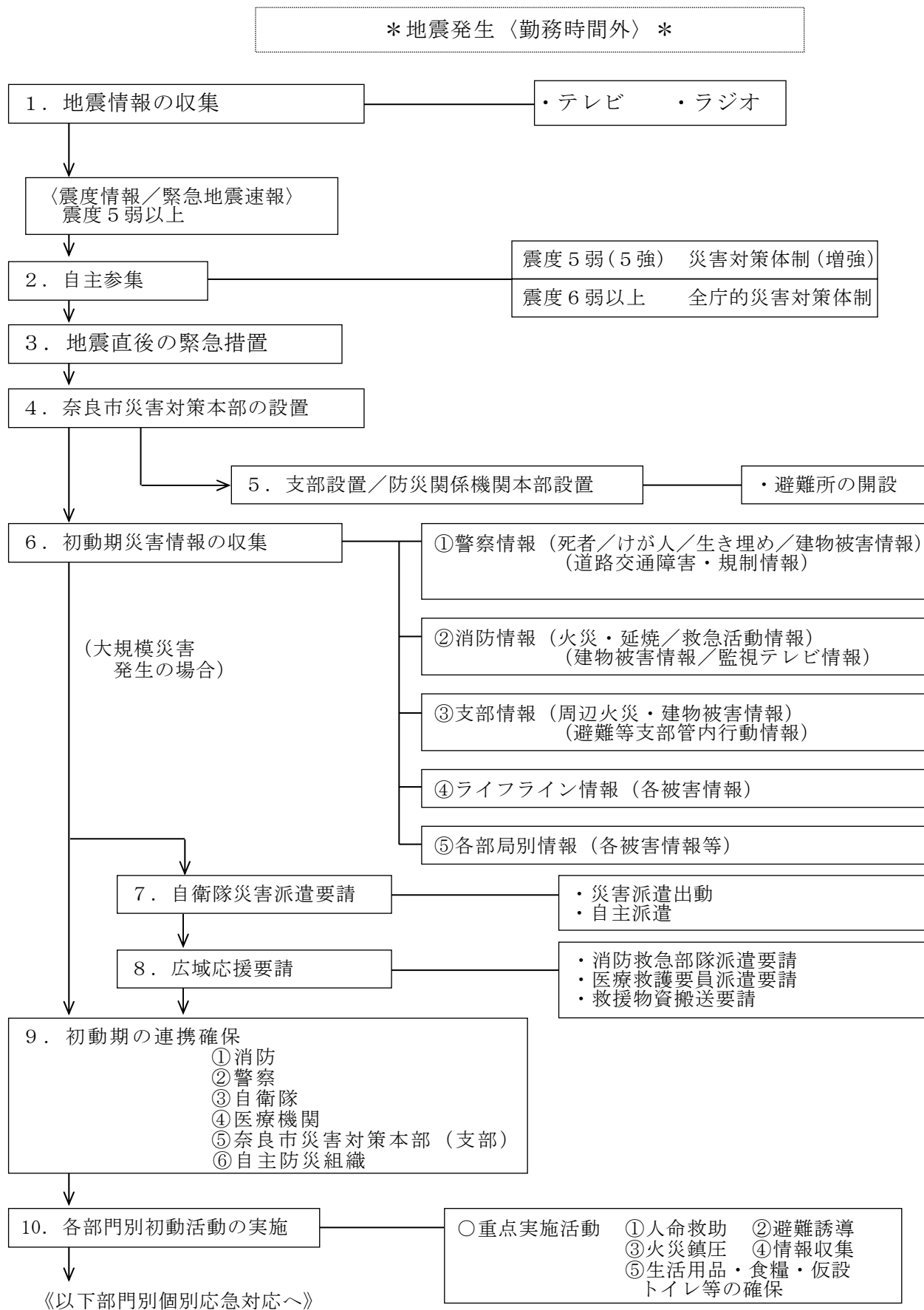
(6) 奈良市災害対策本部の設置

奈良市災害対策本部の設置内容は、勤務時間内の場合と同様である。

《以下、奈良市災害対策本部設置以降の流れは、勤務時間内と同じ》

様式 28 職員参集表

■初動活動②勤務時間外地震発生（震度5弱以上）



勤務時間外に地震が発生した場合の初動活動フロー図

第3項 応急活動計画

[各班共通]

本項では、初動活動以降に実施する応急活動の内容について定め、応急活動期に留意すべき点を以下に示す。

1 応急対策の流れ

初動対応期以降に実施すべき主な応急対策の流れを以下に示す。

主な応急対策事項	時 間		
	(1) 初動対応期～ 発災後 24 時間以内	(2) 発災後 24 時間～ 72 時間以内	(3) 発災後 1 週間以内
〔情報〕	- 被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達 - 被害全体状況、生命維持に関する情報等の市民への広報 - 安否確認（職員）	- 被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達 - 被災者の生活情報の収集、伝達 - 災害広報紙の発行、配布 - 要配慮者、外国人への広報活動	- 被災者の生活情報の収集、伝達 - 市外避難者への情報提供
〔救助・救急医療活動〕	- 生埋め者等の救出活動 - けが人、病院等の救急医療活動	- 生埋め者等の救出活動 - けが人、病院等の救急医療活動 - 高次医療機関への搬送	- けが人、病院等の救急医療活動 - メンタルケア
〔避難〕	- 避難所開設状況の把握 - 避難所の開設、運営 - 広域避難場所の開設 - 自主防災組織との連絡調整	- 避難所の運営 - 避難所への医療品、生活物資の供給 - 避難所の衛生管理、食中毒対策・指導	
〔救援・救護活動〕	- 飲料水、食糧の確保、供給 - 救護所の設置	- 飲料水、食糧の供給 - 生活物資の供給 - 救護所での被災者診療活動、健康管理	
〔要配慮者への対応〕	- 安否確認、緊急介護 - 要介護者の被災状況等の把握 - 避難所での弱者ケア	- 安否確認、緊急介護 - 重症要介護者の施設への収容	要介護者に対する組織的な応急福祉サービス
〔広域連携・応援〕	広域応援の要請、受入れ	- 広域応援部隊の受入れ - 海外支援受入れの判断	
〔交通規制〕	- 災害救助法による交通規制の実施状況の把握 - 緊急車両通行路の確保	- 災害救助法による交通規制の強化 - 緊急車両通行路の確保	- 道路交通法による交通規制の強化 - 緊急車両通行路の確保

第4章 地震災害応急対策計画 第1節 震災時の応急対策のための体制整備

主な応急対策事項	時 間		
	(1) 初動対応期～ 発災後 24 時間以内	(2) 発災後 24 時間～ 72 時間以内	(3) 発災後 1 週間以内
〔緊急輸送〕	・道路、橋梁等の被害状況の把握 ・緊急輸送道路の確保 ・道路啓開の実施 ・臨時ヘリポートの設置		
〔ボランティア活動の支援〕	・情報の提供（ボランティア受入れ窓口の設置） ・活動拠点の提供	・ボランティアへ情報の提供 ・ボランティアニーズの把握	・ボランティアへの情報の提供 ・ボランティアニーズの把握
〔遺体安置・埋火葬〕	・火葬場等施設被害状況の把握 ・棺やドライアイスの確保	・遺体の搬送 ・火葬場の確保	
〔廃棄物処理〕	・避難所等への仮設トイレの設置 ・ごみ処理場や終末処理場等施設被害状況の把握及び県への報告 ・廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定	・仮設トイレの設置 ・し尿処理 ・ごみ収集処理	・仮設トイレの設置 ・し尿処理 ・ごみ収集処理
〔ライフライン復旧〕	・各ライフライン被害状況の把握	・各ライフライン復旧状況の把握	・各ライフライン復旧
〔被災地安全確保〕	・市職員による被災建築物応急危険度判定、県への応援要請	・被災地環境保全・管理対策	
〔生活安定〕			・罹災証明書の発行の準備 ・応急仮設住宅建設の準備 ・被災住宅応急修理対策の準備 ・住宅障害物の除去の準備 ・災害公営住宅建設の準備 ・学校再開の準備
〔二次災害防止〕	・被害状況を踏まえ、二次災害防止対策の実施	・被害状況を踏まえ、二次災害防止対策の実施	・被害状況を踏まえ、二次災害防止対策の実施

2 応急活動期の留意事項

(1) 災害対策本部の機能強化

初動活動期は、地震直後に参集できた職員によって災害対策本部機能を維持するが、その後参集した職員の配備をもって、災害対策本部機能の強化を図る。

(2) 応援体制の確立

被害状況や災害の発生状況を的確に把握し、重点対策部局や多くのマンパワーが必要な部局へ、参集職員を適正配備する応援体制の確立を図る。

応援体制の全体調整は、関係部局による調整会議又は災害対策本部会議で行う。

(3) 災害対策要員のローテーション

災害対策が長期化する大規模災害の場合、職員の健康管理に留意し、災害対策要員のローテーションについては、職員班が基本方針を示し、職務内容に考慮して各部長が決める。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう市職員のローテーションを考慮する。

(4) 災害ボランティア活動の受入れ体制

初動活動の目途がついた段階で、状況に応じて、ボランティア活動の受入れ体制の整備を図る。

参照 第3章第3節第4項災害ボランティア活動支援計画

(5) 災害救助法の適用

被害調査結果を踏まえ、応急対応期のできるだけ早期に「災害救助法」の適用を検討する。

第4項 災害救助法適用計画

「第3章 第2節 第1項 災害救助法適用計画」に準ずる。

第2節 応援協力の確保に関する計画

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

「第3章 第3節 第1項 自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第2項 広域応援要請計画

「第3章 第3節 第2項 広域応援要請計画」に準ずる。

第3項 災害ボランティア活動支援計画

「第3章 第3節 第4項 災害ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第4項 海外支援の受入れ計画

「第3章 第3節 第5項 海外支援の受入れ計画」に準ずる。

第5項 支援体制の整備（市外で災害が発生した場合）

「第3章 第3節 第6項 支援体制の整備（市外で災害が発生した場合）」に準ずる。

第3節 震災時の情報収集・通信等に関する計画

第1項 通信対策計画

「第3章 第4節 第1項 通信対策計画」に準ずる。

第2項 地震情報収集・伝達計画

「第3章 第4節 第2項 情報収集・伝達計画」に準ずる。

第3項 被害情報収集・連絡計画

[各班共通]

大地震発生時には、得られた被害情報により被害状況の把握を行い、その範囲内で県へ概況報告をする。

地震による被害が、ある程度落ち着いた段階で、さらに被害情報収集を行い、被害確定報告に向けて正確な数量の把握に努める。

1 被害情報収集及び被害報告の対象

被害情報収集及び被害報告の対象となる被害の区分は、「被害報告基準」による。

様式集 被害報告基準

様式集 火災・災害等即報要領について

法令 奈良市災害対策本部規程

2 被害情報の収集

緊急調査の指示を市長（本部長）から受けた部局は、現場において被災状況を記載し、持ち帰ったうえ図面に記載するとともに、被災データを取りまとめる。

3 被害情報の整理

集まった被災状況は、二重処理をしないように注意して整理し、地図と合わせて災害対策本部に報告する。

4 参集情報

勤務時間外に地震が発生した場合、職員は参集途上の被災状況を頭にとどめ、登庁後に、関係部局に報告する。

5 被害状況の県への報告

本部事務班は以下に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を、発生した時から応急対策が完了するまでの間、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等により、県（防災統括室）に報告する。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

(1) 報告の基準

1) 一般基準（即報基準）

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2府県以上にまたがるもので1の府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後、アからオの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- キ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

2) 個別基準

地震が発生し、市の区域内で震度4以上を観測したもの

3) 社会的影響基準

1)一般基準、2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 報告要領

本部事務班は、被害状況報告を受けた場合には、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により、当該災害の状況及びこれらにとった措置について、防災行政無線で次の区分により県（防災統括室）に報告する。

ただし、1)については、県防災統括室及び奈良土木事務所に報告する。

1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合及び災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば地震時の第一報で死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）に報告する。

第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

様式5 被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

様式6 第4号様式（その1）[災害概況即報]

2) 被害状況即報

災害による被害を覚知した場合は、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を防災行政無線等で報告し、以後判明したものからできる限り地図で示して逐次報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

様式5 被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

様式7 第4号様式（その2）[被害状況即報]

3) 被害確定報告

応急対策終了後、14日以内に報告する。

様式7 第4号様式（その2）[被害状況即報]

4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに報告する。

様式8 災害年報

5) 県担当課への被害状況報告

県庁各課が示した所定の様式により、資料集に定める報告系統に従って、市の関係課から報告する。

資料64 県担当課への被害状況報告系統

(3) その他

1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を県及び国（消防庁）に通報する。

2) 県への報告が通信の途絶等でできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

この場合、事後速やかに県に報告を行う。

(4) 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を覚知後30分以内で、県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）である。

第4項 住家被害認定調査・罹災証明書発行計画

[本部事務班、総括班、広報班、調査班、消防班]

家屋被害状況の把握は、「災害救助法」の適用根拠となり、罹災証明書の交付や被災者への各種対策実施の根拠となる。

このため、事前対策として調査体制の確立を通常業務の中で図り、大地震が発生した場合、災害対策本部は速やかに調査本部を設置し、住家被害認定調査を実施のうえ、住家被害認定調査台帳を作成する。

また、消防班も火災による被害調査を実施したうえ、罹災台帳を作成する。

罹災証明書の発行は、住家被害認定調査台帳等に基づき、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、目視等で確認できる被害について行う。

人的被害は、本部事務班及び総括班が死者、行方不明者、負傷者の把握を行う。

1 住家被害認定調査体制

(1) 事前対策

本部事務班及び調査班は、想定された住家被害に対処するための事前対策を行う。

1) 被害認定調査員の確保

市職員以外の調査員を確保するため、(一社)奈良県建築士会、(公社)奈良県不動産鑑定士協会、(公社)奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等へ調査に対する協力を要請する。

2) 罹災証明書発行の手順

調査及び罹災証明書の発行は、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き(内閣府)」及び「奈良市住家被害認定調査応援職員オペレーションマニュアル」等を参考に、迅速に実施するよう努める。

3) 他都市との協力体制の確立

調査の応援を求めるために、他都市との相互協力体制を確立する。

4) 調査に必要な物品の備蓄

調査員が調査を行うための物品について、可能なものを備蓄する。

(例、買い換え後に不要となる住宅地図等)

(2) 調査本部

大地震が発生した場合、総務部長は、部内に調査班員による調査本部を設置し調査班長を中心にその庶務を行わせる。

(3) 被害認定調査

調査本部は、速やかに調査を行う。

1) 調査準備

ア 調査全体計画の作成

市域全体の調査の必要性を検討したうえ、調査全体計画を作成する。

ア) 調査全体計画の作成

イ) 調査地区割の検討

イ 調査員の確保

災害対策本部は、被災状況に応じて、下記により調査員を確保する。

ア) 家屋補償関係職員、建築士、消防査察員、土地家屋の調査及び評価業務の経験者等の職員の動員

イ) (一社)奈良県建築士会、(公社)奈良県不動産鑑定士協会、(公社)奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等への調査に対する協力要請

ウ) 他都市への調査に対する応援要請

ウ 調査に必要な物品等の調達

下記のとおり、調査に必要な物品等を調達する。

ア) 調査携帯品（調査票等）

イ) 調査地図（住宅地図）

ウ) 調査員用車両

2) 調査実施

ア 調査体制

人 員：3人1組

調査員：市職員、他都市応援職員及び(一社)奈良県建築士会等の協力者

イ 調査方法

ア) 第1次調査

被災建築物の応急危険度判定後に、被災住家を対象に3人1組で外観から目視により調査を行う。（※被災建築物応急危険度判定は震災時のみの制度）

イ) 第2次調査・再調査

第1次調査の結果に不服申し出があった住家及び第1次調査が物理的にできなかった住家について、内部立入りによる第2次調査・再調査※2を行う。

※2：被災者は、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった住家について、再調査を申し出ることができる。

3) 住家被害認定調査台帳の作成

調査本部は、住家被害認定調査による判定結果、住民基本台帳、課税台帳、既存データ等を集積し、住家被害認定調査台帳を作成する。

2 被害家屋の判定基準

罹災証明を行うに当たっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき、1棟全体で部位別に、表面的におおむね1か月以内の状況をもとに行う。

資料 53 災害の被害認定基準

3 罹災証明書の発行

(1) 罹災証明の対象及び実施担当者

罹災証明は、「災害対策基本法第2条第1号」に規定する災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行う。

- 1) 火災及び爆発を除く災害による被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）

調査班

- 2) 火災及び爆発による被害（全焼、半焼、部分焼、水損）

消防班

(2) 罹災証明書の発行

火災及び爆発を除く災害による被害に関する罹災証明書は、被災者に対し、住家被害認定調査台帳に基づき調査班が発行する。

火災及び爆発による被害に関する罹災証明書は、「奈良市火災調査規程」に準じて各消防署が発行する。

様式 9 罹災証明書

(3) 罹災証明に関する相談窓口の設置

調査本部は、罹災証明書発行窓口の他に、再調査の受付や相談業務を行う窓口を設置する。

(4) 罹災証明書発行に関する広報

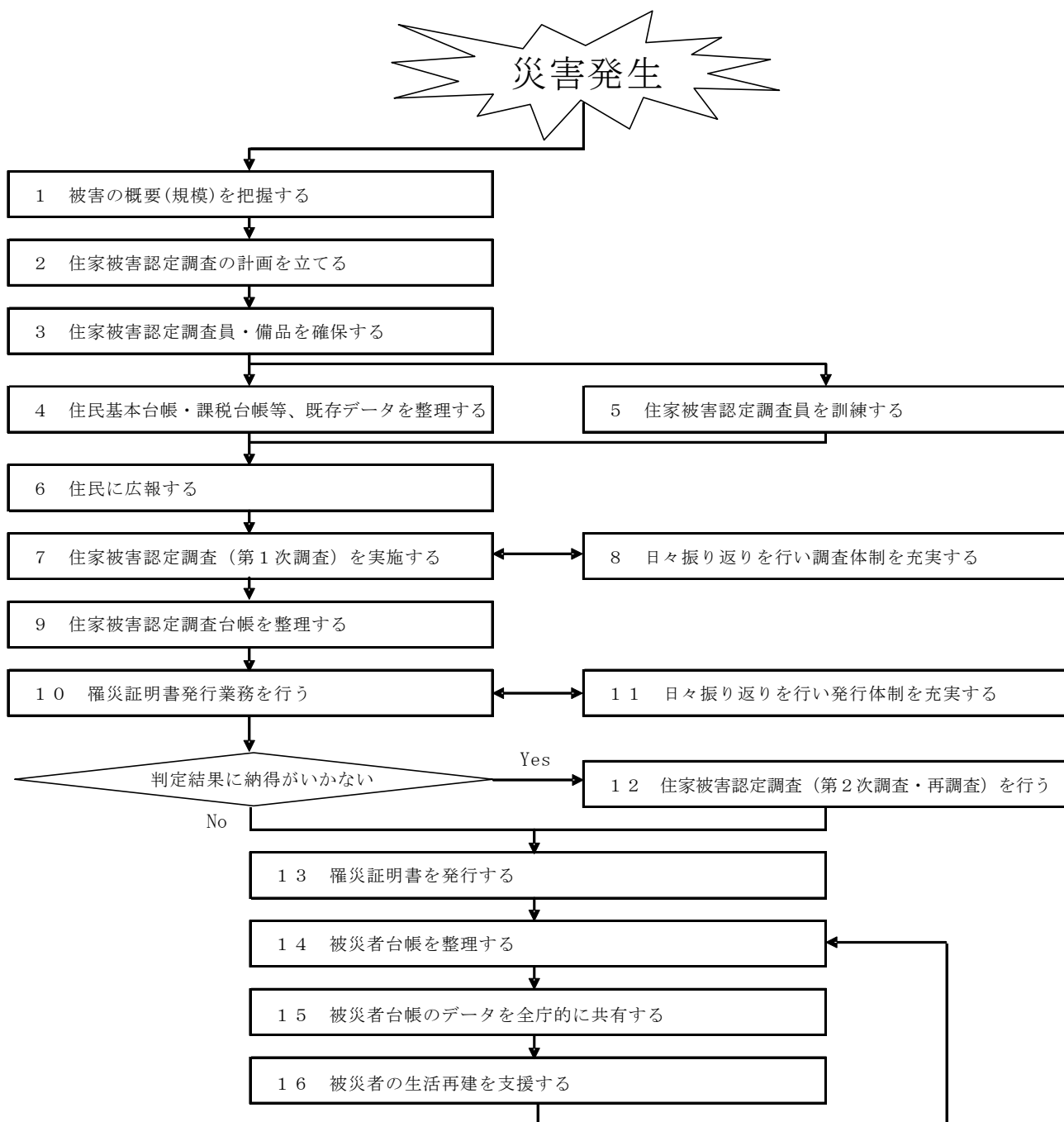
調査本部は、被災者への罹災証明書発行に関する広報（報道機関の利用等）を広報班に依頼する。

広報の内容は、以下のとおり。

- 1) 調査の進捗状況
- 2) 罹災証明書の内容
- 3) 第1次調査に不服のあるときの申請方法
- 4) 住家被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

(5) 罹災証明書発行フロー

罹災証明書発行フローを次に示す。



罹災証明書発行フロー図

4 人的被害の把握

本部事務班及び総括班は、死者、行方不明者について、消防班及び各警察署と連携し情報収集（住所、氏名、年齢等）を行う。

負傷者については、消防班の救急搬送記録から情報収集（住所、氏名、年齢、負傷の程度、医療機関等）するとともに、救護所の記録及び救急告示病院への問合せにより情報収集する。

調査班は、被災地の調査の中で、被災者から負傷等の報告を受ければ調査票にとりまとめ、本部事務班及び総括班へ報告する。

資料 77 救急告示病院一覧表

資料 78 救護所一覧表

第5項 災害広報計画

「第3章 第4節 第5項 災害広報計画」に準ずる。

第4節 震災時の現場活動に関する計画

第1項 消防対策計画

[消防班]

地震火災発生時において、市民の人命保護と火災による被害の軽減を図るための消防対策を実施する。

初動活動の任にある消防職員（以下「職員」という。）及び消防団員（以下「団員」という。）の活動を以下に示した方法により実施する。

震度4以上を観測した場合は、「奈良市消防局地震警備計画」に基づき対処する。

準拠 第3章第5節第2項消防対策計画

1 非常招集

「奈良市消防局地震警備計画」に基づく招集計画により、職員、団員の招集を行うが、地震により火災が発生すると察知した時は、自主的に所属署所（団員にあっては、所属分団詰所等）に参集し、指揮を受ける。

準拠 第3章第5節第2項消防対策計画

(1) 応招した職員、団員の指揮

消防局長が応招した職員、団員を指揮する。

(2) 災害状況の収集

職員及び団員は自己居住地付近及び応招途上における火災被害状況の概要の収集に努める。

2 部隊編成

「消防対策計画」の大火時の火災防御体制による部隊編成とするが、情報収集及び二次的な災害発生に備え、消防車の分散配備等状況に応じて編成替えする。

準拠 第3章第5節第2項消防対策計画

3 出火防止、初期消火の周知

地震発生直後の出火防止、初期消火活動は、地域住民、地域や職場等の自主防災防犯組織によって行われるが、各消防機関はあらゆる方法によって地域住民等にこの活動の重要性を周知徹底する。

4 被害情報の収集

地震発生直後の初動活動を迅速、的確に行うため、関係機関との連携を密にし、あらゆる施設及び通信網を活用し、被害状況等の収集を行う。

5 消防隊の運用

(1) 消防車の分散配備

情報収集、無線通信連絡及び人命救助並びに初期消火等の迅速な活動を実施するため、地震火災の発生前に、消防車を消防署前等に警戒配備する。

(2) 広報車による活動

広報車は、消防無線を搭載して管内を巡回し、災害状況を調査する。

参照 第4章第3節第2項地震情報収集・伝達計画

6 火災防御行動

特に、震災による火災は同時多発することがあることを考慮し、二分隊を一隊とした行動により人命救助を優先して、災害の拡大防止と避難者の安全確保を主眼とした防御行動を行う。

参照 第3章第5節第2項消防対策計画

7 救急活動

地震火災発生時の救急隊による救急活動は、被救助者のうち医療機関等へ搬送する必要がある者に対する搬送活動を主とするが、特に次の処置行動に留意する。

(1) 傷病者の応急処置

(2) 傷病者搬送順位

1)重症 2)中等症 3)軽症

(3) 救急医療機関の収容力の状況報告

(4) 搬送医療機関名、傷病程度及び搬送人員等の掌握

(5) 搬送途上の交通障害路線の掌握及び報告

(6) 傷病者の調査報告

(7) 救出救助分隊の要請

参照 第3章第6節第3項救急対策計画

8 他都市消防機関の応援

(1) 以下の法令に基づく協定等により、応援を求める。

- 1) 隣接市町との消防相互応援協定（消防組織法第39条）
- 2) 奈良県消防広域相互応援協定（消防組織法第39条）
- 3) 緊急消防援助隊運用要綱（消防組織法第44条）

(2) 応援要請の内容

次に掲げる事項を明らかにして、要請する。

- 1) 火災の状況及び応援要請理由
- 2) 必要とする期間
- 3) 派遣を希望する消防隊の任務及び活動区域
- 4) 派遣を希望する消防隊の種別、数、任員、装備、緊急資機材
- 5) 誘導員の待ち合わせ場所及び進入道路
- 6) 派遣後の連絡場所

(3) 応援隊の任務

応援隊が主として行う任務は、次のとおりとする。

- 1) 延焼阻止線の防御
- 2) 工場等大規模火災の防御
- 3) 手薄地区火災防御
- 4) 水利補給及び緊急資機材の搬送

第2項 緊急輸送対策計画

「第3章 第5節 第3項 緊急輸送対策計画」に準ずる。

第3項 ヘリコプター利用計画

「第3章 第5節 第4項 ヘリコプター利用計画」に準ずる。

第4項 交通規制計画

「第3章 第5節 第5項 交通規制計画」に準ずる。

第5項 道路・河川障害物除去計画

「第3章 第5節 第6項 障害物の除去対策計画」に準ずる。

第6項 住宅障害物の除去対策計画

「第3章 第5節 第6項 障害物の除去対策計画」に準ずる。

第7項 被災建築物応急危険度判定計画

[土木復旧第二班]

地震発生後に被災建築物の安全性を判定し、多くの市民が危険を回避できるように、被災建築物応急危険度判定について定める。

1 被災建築物応急危険度判定

余震による倒壊等危険な被災建物による二次災害の危険を回避するため、地震後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定を行い、判定ステッカー等の貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、所轄する市職員である応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

なお、実施に当たって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

資料 85 被災建築物応急危険度判定のシステム

第8項 被災宅地危険度判定計画

「第3章 第5節 第7項 被災宅地危険度判定計画」に準ずる。

第9項 二次災害の調査・応急対策計画

[本部事務班、総括班、土木復旧第一班、土木復旧第二班、水道部各班]

地震による地盤の緩みや施設の損壊等に起因する土砂災害等の被害を防止するため、調査、復旧、広報、警戒、避難のための実施方針を定める。

1 地震直後に行う調査

(1) 河川被災箇所の実態調査

調査区域	市内全域の一級河川及び準用・普通河川
調査メンバー	県砂防・災害対策課、奈良土木事務所、土木復旧第一班、設計コンサルタント
調査内容	震災に係る被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の有無、本格復旧方法について検討を行う。

(2) 下水被災箇所の実態調査

1) 処理場・ポンプ場

調査対象	市内全ての処理場、ポンプ場及び汚泥焼却施設
調査メンバー	土木復旧第一班、管理委託職員、設計コンサルタント、工事業者、プラントメーカーなどの関係者
調査内容	震災による被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の有無、本格復旧方法について検討を行う。

2) 管 渠

調査区域	市内全域
調査メンバー	土木復旧第一班、近畿ブロック府県及び市からの応援のほか、設計コンサルタント、管路維持管理業協会等の職員、土木工事業者などの関係者
調査内容	震災による被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の有無、本格復旧方法について検討を行う。

(3) 井堰及び水門被災箇所の実態調査

調査区域	市域の井堰及び水門
調査メンバー	土木復旧第一班、各水利組合
調査内容	震災による被災箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の有無、本格復旧方法について検討を行う。

(4) 道路被災箇所の実態調査

調査区域	市内全域
調査メンバー	土木復旧第一班
調査内容	震災による被災箇所について、損傷の状況を調査し、二次災害のおそれのある箇所を把握する。

(5) 宅地被災箇所の実態調査

「被災宅地危険度判定計画」に基づき、調査を行う。

準拠 第3章第5節第7項被災宅地危険度判定計画

(6) 山地災害の実態調査

調査区域	山地全域
調査メンバー	国、県森林環境課、土木復旧第一班
調査内容	震災に係る山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区）について、崩壊の規模、危険性等の調査

(7) 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）の被災調査

調査目的	県の急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に満たない危険箇所を把握し、二次災害のおそれのある箇所については、警戒避難体制等の整備を図る。
調査メンバー	県砂防・災害対策課、奈良土木事務所、土木復旧第一班、設計コンサルタント
調査箇所	市域
調査内容	斜面の危険性等の調査

(8) 地すべり防止区域の被災調査

調査目的	「地すべり危険地区」を把握し、二次災害のおそれのある箇所については、警戒避難体制等の整備を図る。
調査メンバー	県砂防・災害対策課、奈良土木事務所、土木復旧第一班、設計コンサルタント
調査箇所	市域
調査内容	斜面下方へ移動する危険性等の調査

(9) 土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）の被災調査

調査目的	土石流が発生しやすい危険溪流箇所を把握し、二次災害のおそれのある箇所については、警戒避難体制等の整備を図る。
調査メンバー	県砂防・災害対策課、奈良土木事務所、土木復旧第一班、設計コンサルタント
調査箇所	市域
調査内容	土石流の危険性等の調査

(10) ため池及びダム被災調査

調査区域	市域のため池（特に老朽ため池）、ダム
調査メンバー	県農村振興課、土木復旧第一班、水源班、（独）水資源機構、農協及び地元水利組合
調査内容	被害程度を調査し、二次災害防止対策の必要性の有無と対策工法を決定する。 さらに、二次災害発生予測区域の決定と警戒避難体制等の整備を図る。

2 危険予想箇所及び予想される危険

危険予想箇所	予想される危険
1 河川 ア （一級河川）水防地区 イ （準用・普通河川）水防地区	護岸崩壊、道路崩壊等による浸水
2 下水	浸水

危険予想箇所	予想される危険
3 井堰及び水門	浸水
4 道 路 ア (公道)被災箇所 イ (私道)被災箇所 ウ (路線)被災箇所	路面崩壊、落石、擁壁崩壊等
5 宅 地	・宅地内に存する擁壁崩壊、石積崩壊等 ・宅地造成工事中の箇所
6 山 地 ア 山麓被災危険箇所 イ 山地災害危険地区	山腹崩壊
7 急傾斜地崩壊危険区域	がけ崩れ
8 土砂災害(特別)警戒区域(急傾斜地の崩壊)	地すべり
9 土砂災害(特別)警戒区域(土石流)	土石流
10 ため池及びダム	堤体、洪水吐崩壊

3 応急復旧対策

(1) 河 川

危険が予想される箇所については、土のう積等の応急対策を実施する。

(応急復旧については、一級河川は国又は県が、準用・普通河川は市が行う。)

(2) 下 水

倒壊家屋及び道路陥没による下水道管渠等の閉塞・浸水のおそれがある箇所については、土のう等による応急措置を実施する。

なお、下水道管渠等の応急復旧の困難な箇所については、可能な限り別ルートに仮バイパス管を設置するとともに、本復旧工事を順次施工する。

(3) 井堰及び水門

本格復旧については、緊急度の高いものから順次、工事着手し、早期復旧を行う。護岸でケーソン等が移動して隅角部付近に目地開きが生じている場所は、吸い出し防止のための応急措置を行う。

(4) 道 路

被災箇所(路面橋梁等構造物の損傷)のうち幹線道路、補助幹線道路、区画道路の通行障害箇所について応急措置として、路面補修、障害物除去を実施する。

また、法面崩壊等により二次災害のおそれのある箇所について、通行規制や応急復旧工事を行い、緊急度の高いものから順次復旧工事を実施する。

※ 私道の応急復旧工事

- ・対 象……幅員2 m以上で、不特定多数の住民が利用し、今後も一般交通に供用する誓約が得られる私道
- ・応急措置……仮排水工事、崩土・被害擁壁の除去及び切土、ネット工事、土のう・シート張り、土留め柵工事を行う。

(5) 宅 地

「被災宅地危険度判定計画」に基づき調査した結果、特に二次災害のおそれのある箇所は、ネット工事、土のう・シート張り、崩土・被害擁壁の除去、土留め柵工事等の応急措置を行う。

準拠 第3章第5節第7項被災宅地危険度判定計画

(6) 山 地

崖崩れ、山腹崩壊、土石流、地すべりのおそれのある箇所については、国・県・市が協力しながら、警戒避難の広報、ブルーシート掛け、土のう積み等の応急対策を実施する。

(7) ため池及びダム

被災したため池について農業用施設災害復旧工事を行う。

このうち、緊急度の高いため池については、警戒避難の広報、ブルーシート掛け、土のう積み等の応急対策を実施する。

特に、ダムが被災した場合、重要度が高いため、早急に復旧及び応急工事に着手する。

第10項 文化財対策計画

「第3章 第5節 第8項 文化財対策計画」に準ずる。

第11項 災害警備対策計画

「第3章 第5節 第9項 災害警備対策計画」に準ずる。

第5節 震災時の避難救助等に関する計画

第1項 避難対策計画

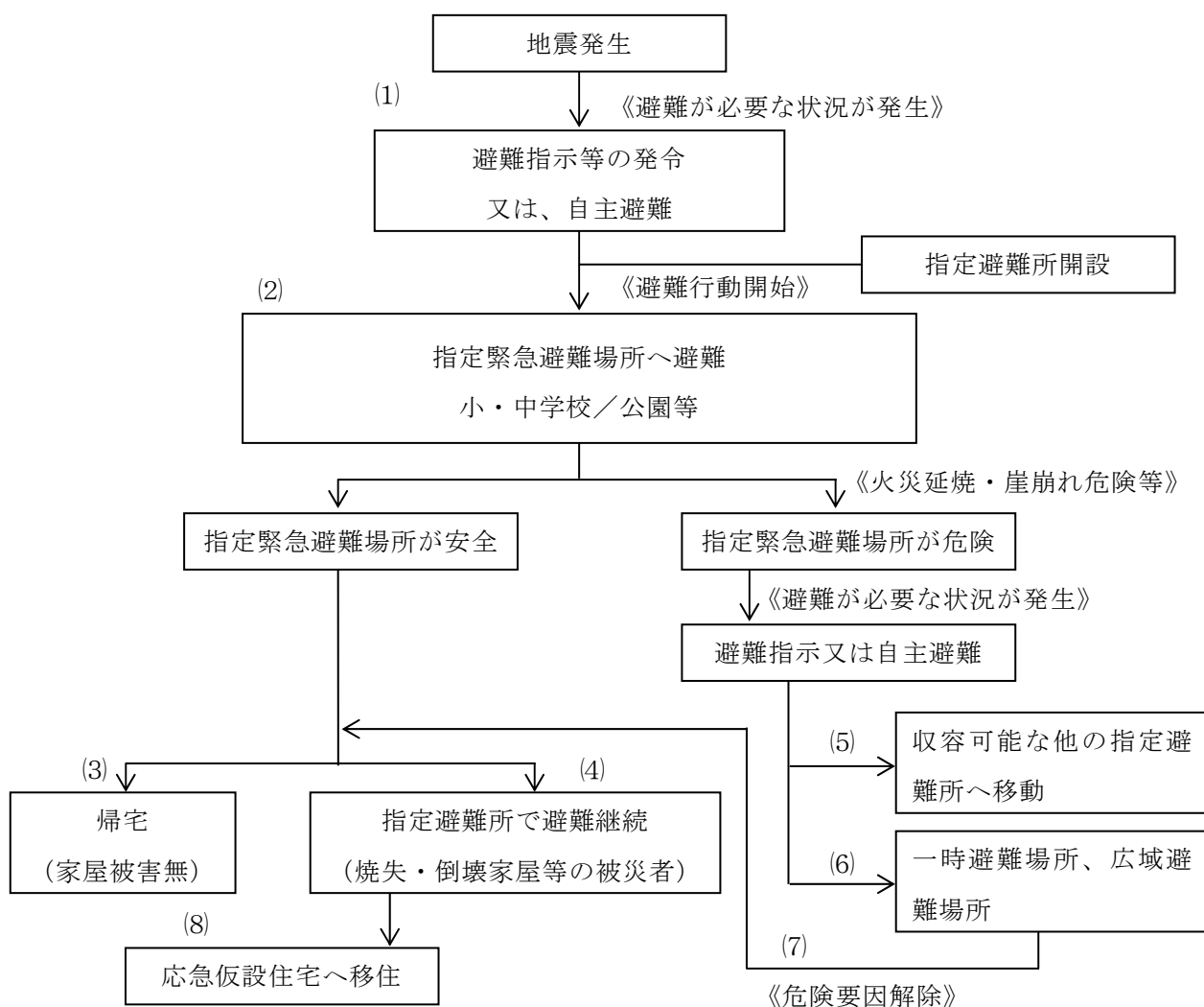
[本部事務班、地域班、総務対策班、土木復旧第一班、土木復旧第二班、保健救護班、援護班、市民支援班、消防班、避難所統括班、避難所支援班]

地震災害発生時の避難対策は、地震時の避難通報の規模や緊急性の違い、避難生活が長期にわたる場合等も考慮した計画を定める。

準拠 第3章第6節第1項避難対策計画

1 避難体系

地震発生時の避難体系を、下図に示すような段階避難方式とする。



地震発生時の避難体系図

(1) 避難指示等の発令（又は、自主避難）

地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が迫り、避難指示等が発令され、又は市民の自主判断で避難が必要な状況が発生し、避難行動が開始される。

避難行動は、地域ごとに一団となって避難することを原則とする。

(2) 指定緊急避難場所へ避難

避難行動を開始した市民は、事前に決められた小・中学校や公園等の指定緊急避難場所等へ、危険回避のために避難を行う。

(3) 避難者の帰宅

避難した市民の内、火災の危険が去る等地域や自宅等の危険が去り自宅の被害を免れた、あるいは被害が軽微な市民は、それぞれの自宅に帰宅する。

(4) 指定避難所で避難者収容

地震発生後、火災延焼や崖崩れ等避難所の危険性がなく安全が確保された場合、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等を指定避難所に収容する。

(5) 他の指定避難所へ移動し避難継続

地震発生後、火災延焼や崖崩れ等により事前に定められた指定避難所が危険な状況になった場合は、避難者が他の地区の指定避難所へ移動し、避難を継続する。

(6) 他の安全な一時避難場所及び広域避難場所へ避難

地震発生後、火災延焼や崖崩れ等により避難所が危険な状況になり、移動可能な避難所がない場合、あるいは大規模災害が発生し避難指示等が出された場合、事前に定められている他の安全な一時避難場所及び広域避難場所へ避難を行う。

(7) 一時避難場所及び広域避難場所から避難所へ移動し避難者を収容

一時避難場所及び広域避難場所は、大きな屋外空間であることから、危険要因が去った後、安全性が確保された避難所へ最終避難する。

(8) 応急仮設住宅への移住

避難所開設の後、応急仮設住宅が建設された場合、被災者は応急仮設住宅での生活に移行する。

2 避難指示

市長（本部長）は、大地震の発生時に、市民の生命と身体の安全を確保するために危険地域の住民に対して、避難指示を行う。

※避難指示の実施責任者については「第3章第6節第1項4 避難指示の実施責任者」参照

(1) 避難指示の内容

- 1) 避難対象地域（地区）
- 2) 避難先（場所）
- 3) 避難経路

- 4) 避難理由
- 5) 避難時の注意事項
- 6) その他必要事項
- (2) 県への報告

市長（本部長）が避難指示をしたとき、又は必要がなくなったときは、その旨を速やかに県知事（防災統括室）へ報告する。

また、自主避難の場合も同様とする。

3 避難場所及び避難所の設定

地震火災は同時多発する場合があります、また、その時の風向、風速によっては延焼拡大して危険地域が拡大する可能性がある。

したがって、避難場所はできるだけ密集市街地から離れた空地に設定する。

ただし、状況によっては指定避難所となっている市街地内の学校等を避難場所にあてる。

- (1) 避難場所の種別
 - 1) 指定緊急避難場所
 - 2) 一時避難場所
 - 3) 広域避難場所
 - 4) 指定避難所

- (2) 指定緊急避難場所

地震火災が及ばない場合の避難場所である。

しかし、市職員、警察官、消防職員等（以下「防災担当者」という。）は災害の状況を常に見極め、火災の拡大のおそれがあると認められる場合は、広域避難場所へ誘導する。

- (3) 一時避難場所

地震火災が広域に及ぶ場合の、広域避難場所への中継地である。

- (4) 広域避難場所

地震災害が、広域に及ぶ場合の避難場所である。

- (5) 指定避難所

被災した市民その他の被災者を、一時的に滞在させるための施設である。

避難が長期化する場合は、被災市民を中心とした運営組織を立ち上げ、自主運営を行う。

資料 31 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

資料 32 指定緊急避難場所及び指定避難所配置図

4 避難路の設定

- (1) 避難路の指定

「避難地等整備計画」に基づき、幅員 15m以上の道路や、幅員が 15m未満でも比較的交

通量が少ない道路を避難路に指定している。

準拠 第2章第2節第7項避難地等整備計画

資料 86 避難路一覧表

(2) 避難路の確保

- 1) 防災担当者は、迅速かつ安全に地域住民を避難させるために、通行の障害となる荷物等の運搬又は自動車等の運転を制止するほか、通行障害となるものの排除を行う。
- 2) 消防力による防火水幕等を使用することによって、避難路を火災から防護する。

5 避難誘導

避難者を円滑かつ適切に安全な場所へ避難させるための誘導は、次により行う。

(1) 誘導

- 1) 避難誘導者は、腕章を付け、又は夜間時においては懐中電灯を所持する。
- 2) 避難の誘導は、消防団、土木復旧第二班が中心に行う。

(2) 誘導の方法

- 1) 避難は、原則として町単位で行う。
- 2) 避難所へ誘導する際の混乱を避けるため、その地域の実情に応じて安全な避難経路を認定し、広報車等により伝達するほか、道順及び避難所の表示を行う。

(3) 誘導者の任務

避難者の誘導に当たっては、常に次の事項を留意して行動する。

- 1) 避難者に対して、避難先及び避難経路を周知する。
- 2) 避難路の安全度及び道路状況等について常に注意し、危険があると認められる場合は、直ちに避難者を他の安全な道路及び場所に誘導する。

なお、誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を優先的に誘導する。

- 3) 避難者の状況を避難所配置職員に報告する。

(4) 避難行動要支援者の避難

個人情報の提供に同意した避難行動要支援者は、避難行動要支援者避難行動個別計画・支援プランに定められた支援者とともに避難する。

当該計画が未作成の者は、地区自主防災防犯組織を中心とした地域、近隣住民等の支援により避難する。

※避難行動要支援者とは、災害対策基本法（第49条の10）の規定により、市町村に居住する要配慮者のうち、原則、避難行動要支援者名簿に登録されており、災害が発生した又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の避難

避難行動要支援者避難行動個別計画・支援プランの対象外である、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者については地域、近隣住民等の自助、共助のもと避難する。

(6) 自宅等に取り残された避難行動要支援者の避難

自宅等に取り残された避難行動要支援者を発見した場合には、次により適切な措置をとる。

資料 37 奈良市避難行動要支援者避難支援プラン

地域住民の対応	○ 避難誘導者等に伝達・連絡又は指定避難所等へ移送する。
市災害対策本部 の対応	○ 指定緊急避難場所へ移送するよう手配する。 ○ 指定避難所が開設されている場合は、最寄りの指定避難所へ移送し、福祉避難所が開設されている場合には、必要に応じて福祉避難所へ移送するよう手配する。

6 指定避難所の運営管理

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 避難所の迅速な開設と運営管理のため、避難所支援班員を配置する。
- (2) 避難所統括班は、常に避難所支援班及び災害警戒本部又は災害対策本部と情報連絡を行い、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- (3) 避難所においては、避難者を町単位ごとに集結させることを原則とする。
- (4) 町ごとに責任者を1名（自治会長等）選任する。

その責任者は必要に応じて補佐を選任する。

市職員や教職員及びボランティアは必要に応じ避難所の運営を支援する。

- (5) 避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の把握に努めることとし、ICT化により効率的な情報収集を図る。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握に努める。

- (6) 避難所の運営に当たって、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たっては、固定的な性別役割分担意識を見直し、避難所運営責任者を複数名おきメンバーに男女両方を配置し、責任者や副責任者等の役員のうち女性が少なくとも3割以上参画することを目指す。

- (7) 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難場所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。

また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。

(8) 避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難所運営に努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮する。

(9) 避難者に対する生活情報や他の避難所等との情報提供に努める。

その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障害を持つ避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いる。

また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(10) 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

(11) 避難所において、災害により生じた女性の悩みや相談に女性職員（避難所配置職員、救護班員、避難所支援班）が応じる。

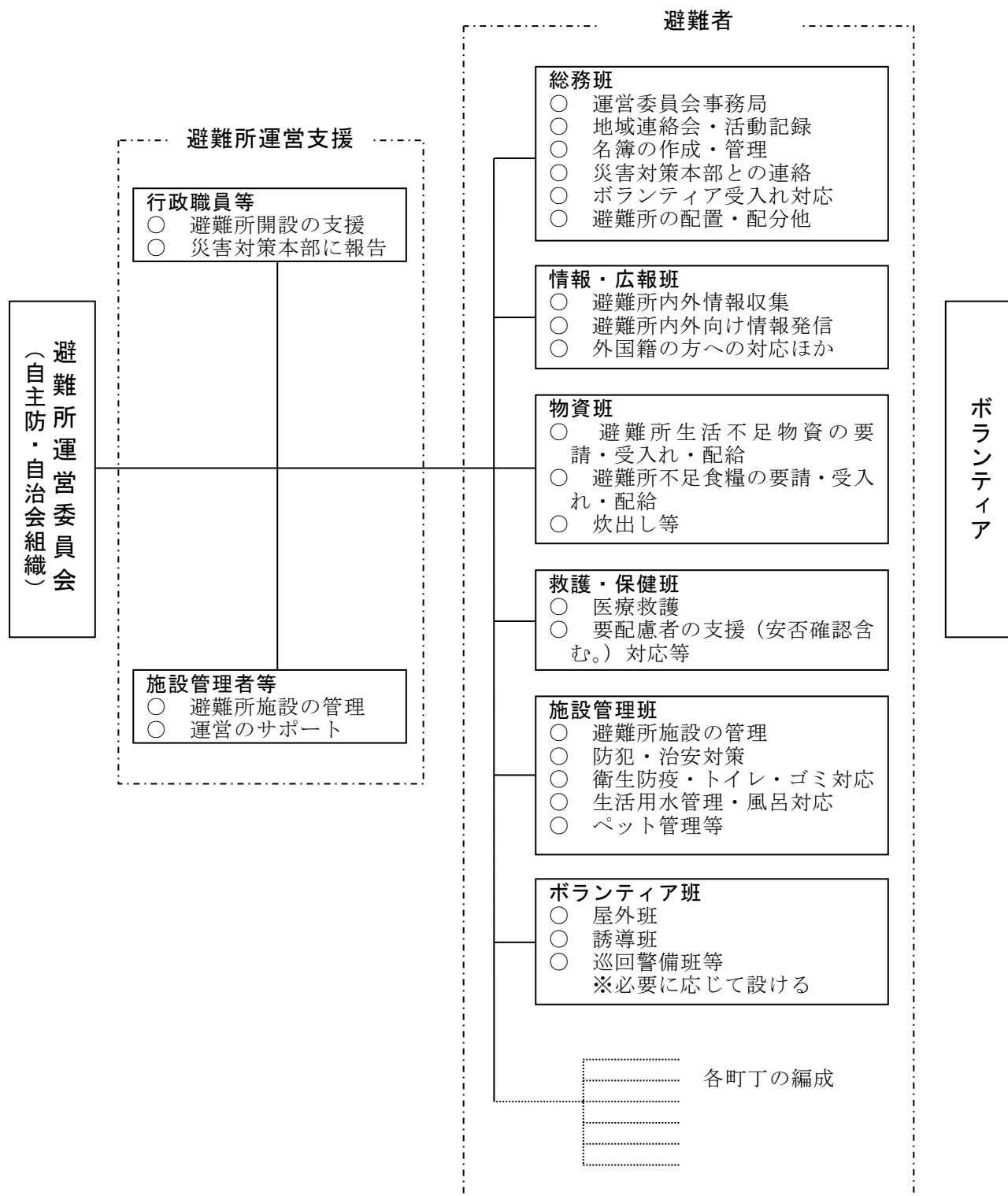
7 指定避難所の運営委員会

避難生活が長期にわたることが予想される場合には、避難所内の円滑な運営を行うため、運営委員会を設置する。

各避難所の運営責任者は、避難所支援班員に避難者数・避難者名簿・必要物資等、避難に係る情報を提供する。

なお、避難所の運営に係る職員は、避難所支援班員のほか、避難施設に勤務する職員も対応する。

次に、運営委員会の構成メンバー及び班編成を例示する。



- ※ 各班は、班長、副班長を始め3～5人程度とする。
- ※ 委員会には、各班より1名（班長若しくは副班長）が出席する。
- ※ 組の代表が多数の場合は、部屋ごと、階ごとなどに応じて互選により委員会に出席する。

避難所運営委員会体制図

運営委員会が設置されない場合においても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図り、それが不可能な場合は、市職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て避難所の開設、運営を行う。

この場合においても、可能な限り早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図る。

(参考) 避難所の主な業務例 (阪神・淡路大震災時)

時 期	主 な 業 務 例
発災～1ヵ月後	安否確認、飲料水・食料の確保、救援所・仮設トイレ・風呂の設置、ボランティアの受入れ等
おおむね 1ヵ月経過後	上記に加えて長期化に伴うルール、自治組織づくり、苦情対応、行政相談、教育再開等の対応

(出典：神戸市地域防災計画)

8 学校・病院・観光施設・宿泊施設等の収容者の避難

各施設の長は、収容者を迅速かつ適切に避難させるため、各々の施設状況に応じた避難計画を樹立する。

9 他都市への避難

(1) 近隣市町村への避難者受入れの要請

大規模地震が発生し、被害が甚大になり大量の避難者が発生する等、市内の避難所では収容しきれない緊急事態が生じた場合、「奈良市災害時受援計画」に基づき、市長（本部長）は、近隣市町村等へ避難者受入れを要請する。

要請の方法は、当面、電話等口頭で要請し、後日文書で正式要請を行う。

要請に当たっては、可能な限り次の事項を要請先へ伝える。

- 1) 避難者の人員（男女別）・世帯数
- 2) おおむねの避難期間
- 3) 障害者や高齢者等要配慮者の人員（男女別）
- 4) 引率責任者の氏名、所属
- 5) その他必要事項

(2) 避難者の移送手段の確保

総務対策班及び本部事務班が、避難者の移送に使用する車両、ヘリコプター等を準備するが、被害の程度によっては要請市町村に対し、輸送手段も併せて要請する。

(3) 対象避難者への通告

市長（本部長）は、他都市避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ通告する。

通告の伝達手段は、緊急時の場合は放送機関等により伝達し、避難所の避難者への伝達

には、市職員が当該避難所で氏名掲示又は直接伝達する。

通告に当たっては、次の事項を伝える。

なお、緊急事態の場合はこの限りではない。

- 1) 他都市避難を行う理由
 - 2) 避難先の都市、避難場所
 - 3) 当面の避難期間
 - 4) 避難先の受入れ条件
 - 5) 移送手段等避難方法と段取り
- (4) 知事への報告

市長（本部長）は、市外へ避難者を移送した場合、移送先、避難者人員、世帯数等について、速やかに知事へ報告する。

- (5) 費用の負担

近隣市町村への避難者の受入れに要する費用は、市が全額負担することを原則とする。

第2項 救助対策計画

「第3章 第6節 第2項 救助対策計画」に準ずる。

第3項 救急医療助産対策計画

「第3章 第7節 第8項 救急医療助産対策計画」に準ずる。

第4項 医薬品・医療資機材の確保計画

[保健救護班]

「第2章 第4節 第1項 防災資機材・食糧等備蓄計画」及び「第3章 第7節 第8項 救急医療助産対策計画」に準ずる。

第5項 遺体の捜索・処理・火葬等計画

「第3章 第6節 第4項 遺体の捜索・処理・火葬等計画」に準ずる。

第6節 震災時の民生安定等に関する計画

第1項 食糧供給対策計画

「第3章 第7節 第1項 食糧供給対策計画」に準ずる。

第2項 飲料水供給対策計画

「第3章 第7節 第2項 飲料水供給対策計画」及び「第3章 第9節 第7項 水道施設応急対策計画」に準ずる。

第3項 生活必需品給（貸）与計画

「第3章 第7節 第3項 生活必需品給（貸）与計画」に準ずる。

第4項 救援物資の受入れ供給計画

「第3章 第7節 第4項 救援物資の受入れ供給計画」に準ずる。

第5項 保健等対策計画

「第3章 第7節 第5項 保健等対策計画」に準ずる。

第6項 入浴施設確保計画

[本部事務班]

大規模な地震災害において、ライフラインの復旧が長期に及び、一般家庭に水道、ガスが復旧しないときは、必要に応じ入浴施設の確保対策を講じる。

1 一般公衆浴場の再開要請

一般公衆浴場の再開を要請し、可能な支援を行い、入浴施設を確保する。

また、浴場の再開について、市民への広報に努める。

2 自衛隊による支援

自衛隊に入浴支援要請を行い、自衛隊が保有する野営用風呂施設を避難所等に設置する。

3 災害用入浴施設の設置検討

避難所等に、災害用入浴施設の設置を検討する。

4 その他施設の利用

入浴設備を有する市所管施設の利用を検討するとともに、大浴場を備える宿泊施設に一般開放を要請する。

なお、大規模災害時の入浴施設サービスの提供について、協定締結団体等の入浴施設の利用要請を検討する。

第7項 避難行動要支援者（要配慮者）対策計画

「第3章 第7節 第6項 避難行動要支援者（要配慮者）対策計画」に準ずる。

第8項 外国人・観光客・帰宅困難者対策計画

「第3章 第7節 第7項 外国人・観光客・帰宅困難者対策計画」に準ずる。

第9項 文教対策計画

[避難所統括班、避難所支援班、(各学校(園))]

災害時に、児童及び生徒を迅速に安全な場所に避難させてその生命や身体を危険から守り、また災害による教育の中断を防ぐため、被害を受けた文教施設の迅速な応急措置を実施する。

この計画は、市立の幼稚園から高等学校までを対象としているが、私立学校はこの計画を参考に文教対策を講じる。

準拠 第3章第7節第9項文教対策計画

1 緊急措置

(1) 勤務時間内に地震が発生した場合

1) 安全確保と被害状況の把握

学校長及び園長は、幼児、児童、生徒等の安全を確認し、学校(園)施設の被害状況、周辺の状況等を迅速に把握する。

学校(園)施設に火災や倒壊のおそれがあり、幼児、児童、生徒、教職員等に危険が及ぶと判断したときは、速やかに広域避難場所等の安全な避難場所へ緊急避難させる。

(2) 勤務時間外に地震が発生した場合

1) 被害状況の把握

学校長及び園長並びに非常招集した教職員は、直ちに学校(園)施設の被害状況及び周辺状況を把握し、教育委員会へ報告する。

2) 幼児、児童、生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、幼児、児童、生徒等や教職員の安全確認を、電話やFAX等の方法によって確認する。

3) 教職員の非常動員

各学校(園)の動員計画に基づいて所定の教職員を招集し、応急措置を実施する。

2 臨時休業等に関する応急措置

学校長及び園長は、状況に応じ臨時休業等の適切な措置をとる。

この場合、各学校(園)で作成した連絡網又はメール等により保護者へ連絡するとともに、措置内容について教育委員会へ報告する。

教育委員会は、状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関の活用を検討する。

3 学校(園)の応急措置

学校長及び園長は、各学校(園)の災害時の計画に基づき必要な応急措置をとる。

4 学校（園）長不在の措置

地震発生時に、学校（園）長が不在の場合は、教頭又は学校（園）長によりあらかじめ指定された教職員がその代行を行い、学校（園）長到着までの間、全ての権限が委譲される。

第10項 被災住宅応急修理計画

「第3章 第7節 第10項 3 住宅の応急修理」に準ずる。

第11項 応急仮設住宅の供給計画

「第3章 第7節 第10項 2 応急仮設住宅の確保」に準ずる。

第12項 義援金受入れ計画

「第3章 第7節 第11項 義援金受入れ計画」に準ずる。

第7節 環境衛生に関する計画

第1項 廃棄物処理計画

[環境班、土木復旧第一班、土木復旧第二班、保健救護班、避難所支援班]

震災発生後に発生するごみやし尿及び損壊家屋等災害廃棄物の収集・処理計画及び死亡獣畜の収集・処理計画について定める。

別途「奈良市災害廃棄物処理計画」に準じて行う。

準拠 第3章第8節第4項廃棄物処理計画

1 一般廃棄物の処理

- (1) あらゆる廃棄物が同時・大量に排出されるが、季節によっては保健衛生上の観点から、一層迅速な処理が必要とされることから、環境班は、被災状況を的確に把握し、「家庭ごみ」を住宅密度の高いところから収集し、道路交通の状況によっては夜間収集も検討する。

また、震災規模によっては、速やかに県・他都市・民間業者に応援を要請する。

一方、市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画及び排出日や分別区分のルールの徹底と便乗ごみの禁止について広報するとともに、関係機関へ周知と協力を呼びかける。

- (2) 生活ごみの処理

発災直後におけるごみの排出量の増加に対して、廃棄物収集車両の不足が見込まれるため、優先順位を決めて処理を進める。

生ごみなど衛生面から保管に問題があるものから優先的に回収し、燃やせないごみなど衛生面に問題がないごみは、処理体制が復旧するまでは、家庭や避難所などで可能な限り保管する。

- (3) 避難所ごみ対策

避難所の開設規模にもよるが、保健衛生面等から定期的な収集等が必要となるため、家庭ごみとは別ルートでの収集計画を作る。

また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等、一時大量に発生するものについて、再利用・リサイクルの方策と併せ、その処理計画を定める。

- (4) 不法投棄対策

排出ルールの乱れとともに、不法投棄が長期間発生することが予測され、これに対する防止・処理対策を講じる。

- (5) 落下物対策

一部損壊家屋等から、瓦、モルタル、ブロック等の落下物がかなり排出されるが、これらについてはその性質から、一般廃棄物とは別ルートの処理が必要であり、自治会単位等

の地域別に収集するなどの方策とともに、適切な広報を行う。

(6) 埋立処分

埋立処分を行う場合には、搬入後に速やかに覆土し、併せて害虫の駆除作業を行う。

(7) 市民によるごみ処理指導

- 1) 自主防災防犯組織等を通じて、市民による自主搬出の協力を求める。
- 2) 災害により発生した廃材、土砂、ごみの区分を徹底する。
- 3) 集積地の周知を徹底する。

2 災害廃棄物の処理

(1) 仮置場の確保

環境班は、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため、必要に応じて、集積、分別、保管等を行う仮置場を設置する。

必要となる仮置場の種類、規模、設置箇所数は、災害廃棄物の性状や量により異なるため、処理計画に基づき、仮置場の想定箇所や利用可能な土地から選定を行う。

震災規模によっては、これらを複数設置するほか、市域外への搬出についても考慮する。

(2) 分別・破碎・焼却処分の方法

1) 分別方法

災害廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第1次の分別を行い、処理計画に基づく種類や分類別に仮置場へ搬入し、再生利用、リサイクルできるよう努める。

ア 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、柱材、金属、不燃物等の粗選別を行ったあと、指定の仮置場へ搬入する。

イ ビル、マンション等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については、コンクリート塊、金属、可燃物の粗選別を行ったのち、仮置場へ搬入する。

2) 中間処理・最終処理方法

ア 木造家屋

可燃物のうち柱材等については、極力リサイクルをするとともに、その他の可燃物は可能なかぎり環境清美工場において焼却する。

イ コンクリート塊は、用材としてリサイクルを行うことを基本とする。

ウ 粗選別後に残る混合物（土砂が主体）についてもできるだけ分別を行い所要の処分を行う。

3) 解体工事及び災害廃棄物の運搬

解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行う。

ただし、阪神・淡路大震災時には、公費負担が国の制度として設けられたことから、

震災規模や状況によっては、公費負担制度について国と協議し、市民に広報する。

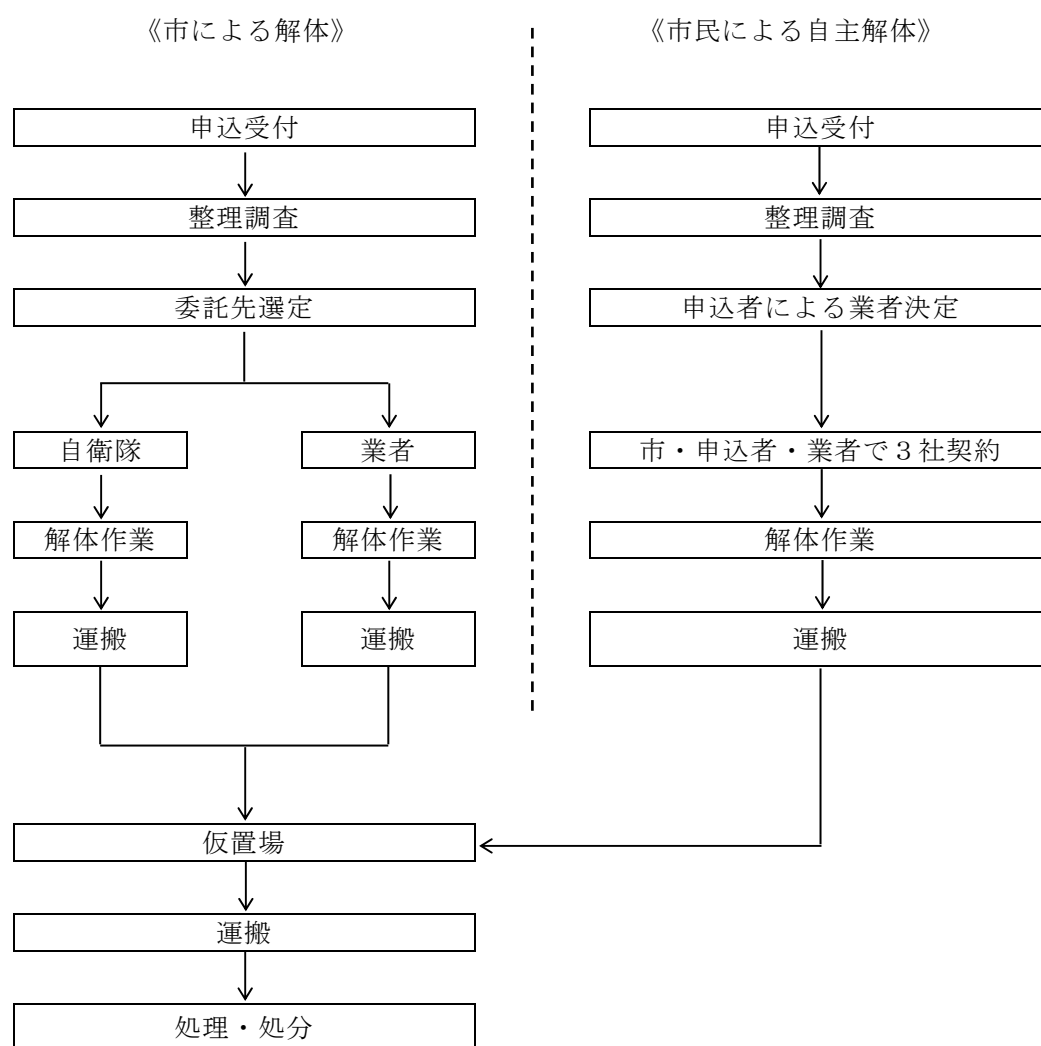
なお、アスベスト対策については、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、県の指導により処理する。

4) 被災家屋の処理フロー（公費解体の場合）

ア 災害の程度により、市が行うだけでなく、市民による自主解体も考慮に入れる必要があるため、下記のように処理が必要である。

ただし、下記のフローは、阪神・淡路大震災時の公費による家屋解体が認められた場合である。

阪神・淡路大震災では、大企業（中小企業法適用以外の企業）は、公費解体の対象外になっており、注意が必要である。



被災家屋の処理フロー図

イ 家屋解体の申込受付及び解体業者の選定は、土木復旧部において倒壊家屋解体撤去チームを作り、行う。

ウ 従来の基準による場合は、次のように処理する。

(ア) 完全に倒壊又は全焼した建築物は、一般廃棄物として公費による処分を行う。

(イ) 倒壊していない建築物は、住宅の所有者が自ら解体する場合は、一般廃棄物であるが、工場、倉庫、事務所、賃貸住宅等の事業用建物を自ら解体したものや解体業者により解体したものは産業廃棄物であり、事業者又は請負業者の責任で処分を行う。

エ 以上の処理の基準を国に確認し、早急に市の方針決定のうえ、市民に広報する。

また、自主解体に公費負担を認める場合は、可能な限り早急に解体経費を算出し、県と協議のうえ、市民に広報する。

(3) 環境清美工場の復旧等

1) 被害の把握と応急措置

環境清美工場の管理者は、地震発生直後に建物、プラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況及びライフライン被害等を調査把握し、必要な緊急防御措置を施す。

2) 施設状況の報告

環境清美工場の管理者は、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに市災害対策本部及び県へ連絡する。

3) 応急復旧措置

環境班は、被害状況を踏まえて、ガス、水道設備の仮復旧等、早期に復旧を図るために必要な措置を講ずる。

4) 広域的処理・処分

施設の早期復旧に努めるとともに、広域的な中間処理（市域外処理）についても検討を行う。

3 し尿処理及び仮設トイレの設置

[環境班、保健救護班、避難所支援班]

(1) 避難所

被害状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の避難所の状況を判断し、仮設トイレやポータブルトイレを設置し、避難者等のし尿を処理する。

(2) 広域避難場所及び一時避難場所並びに被災地域

広域避難場所及び一時避難場所等で避難が長期化した場合、被害状況や避難者数、ライフラインの被害による水洗トイレの使用可否等の状況を判断のうえ、仮設トイレを設置し、し尿を処理する。

(3) 民間事業者

仮設トイレやポータブルトイレ等の備蓄に努め、災害時における地域の衛生環境の維持

を行う。

(4) 仮設トイレの設置

1) 仮設トイレの設置基準

避難所や広域避難場所、一時避難場所における仮設トイレのうち、市で調達するものは、原則、施設可能、洋便器であるものとし、設置場所は施設管理者と協議し、性別、高齢者及び障害者等の使用を考慮するとともに、収集が容易な場所とする。

2) 仮設トイレの設置

ア 設置基数

避難所等に設置する仮設トイレの必要基数は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国の指針等における基準を踏まえ、別途「奈良市災害廃棄物処理計画」に準じて行う。

イ 調達物品等

仮設トイレの設置と同時におおむね次のものを調達する。

ア) トイレットペーパー

イ) 衛生・清掃用品

ウ) 外部・室内照明

エ) 手洗い用水タンク

オ) バリアフリー器具

ウ 留意事項

避難所の運営の中で次のことを考慮する。

ア) 高齢者や身体障害者の利用及び男女別の設置

イ) トイレの清掃、美化、衛生対策

ウ) 使用方法の周知

エ) 雨や台風対策

(5) 仮設トイレの管理

設置場所の管理者や避難所運営委員会を通じ、避難者自らが清掃するための体制をつくる。

(6) し尿の収集・処理

震災時のし尿処理にあたっては、し尿処理収集業者や応援を要請した他市町村等が汲取りし、し尿処理場（衛生浄化センター）において処理し、道路交通の状況により、最寄りの奈良市下水処理場での処理を検討する。

ただし、双方とも使用不可能な場合、緊急措置として環境基準を考慮し、奈良市単独公共下水道管渠への直接投入も検討する。

準拠 第4章第7節第1項廃棄物処理計画

資料 89 許可業者等のバキューム車保有台数

4 死亡動物・家畜の処理

(1) 死亡動物の処理

震災によって死亡した動物（犬、猫類）の処理は、土地又は建物の占有者又は管理者が自らの責任で行うが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、動物の所有者等の申請や市民の通報により収集を行い、環境清美工場で焼却のほか、必要に応じて埋立て等を行い、環境衛生上支障のない方法で行う。

(2) 死亡家畜の処理

震災によって死亡した家畜（牛、馬、豚、羊等）の処理は、所有者が行い、家畜伝染病の疑いがある場合においても、所有者が県家畜保健衛生所業務第一課又は県畜産課へ連絡し、処理する。

第2項 被災地環境保全計画

「第3章 第8節 第5項 被災地環境保全計画」に準ずる。

第3項 食品衛生対策計画

「第3章 第8節 第2項 食品衛生対策計画」に準ずる。

第4項 愛玩動物の収容計画

「第3章 第8節 第3項 愛玩動物の収容計画」に準ずる。

第8節 通信・電力・ガス施設応急対策計画

第1項 ライフライン情報収集・伝達計画

「第3章 第9節 第1項 ライフライン情報収集・伝達計画」に準ずる。

第2項 ライフライン復旧連絡会

[土木復旧第一班]

地震発生後、ライフライン復旧事業を円滑に進めるため、事業者間で被害情報及び復旧情報を共有する体制を整える。

1 ライフライン復旧連絡会の設置

地震発生後、平常時に所管する「奈良市地下埋設物掘削調整会議」に、ライフライン事業者とともにライフライン復旧連絡会を設置し、事業者間の復旧事業の調整、復旧情報の共有化を図る。

2 ライフライン復旧連絡会の構成メンバー

連絡会の構成メンバーは、「奈良市地下埋設物掘削調整会議」の構成メンバーと同様とする。

3 ライフライン復旧連絡会の開催

被害の状況を勘案し、ライフライン事業者と協議したうえ、復旧状況に応じて随時連絡会を開催する。

4 ライフライン復旧連絡会の運営及び協議事項

連絡会で協議する主な事項は、次のとおりとする。

- (1) 各ライフラインの被害情報の共有化
- (2) 道路規制や被害状況等の復旧関連情報の収集
- (3) 復旧エリアの調整、復旧優先順位の調整
- (4) その他迅速、合理的な復旧関連の情報交換、調整事項

第3項 通信施設応急対策計画

〔(西日本電信電話㈱奈良支店)〕

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

1 実施機関

西日本電信電話㈱奈良支店

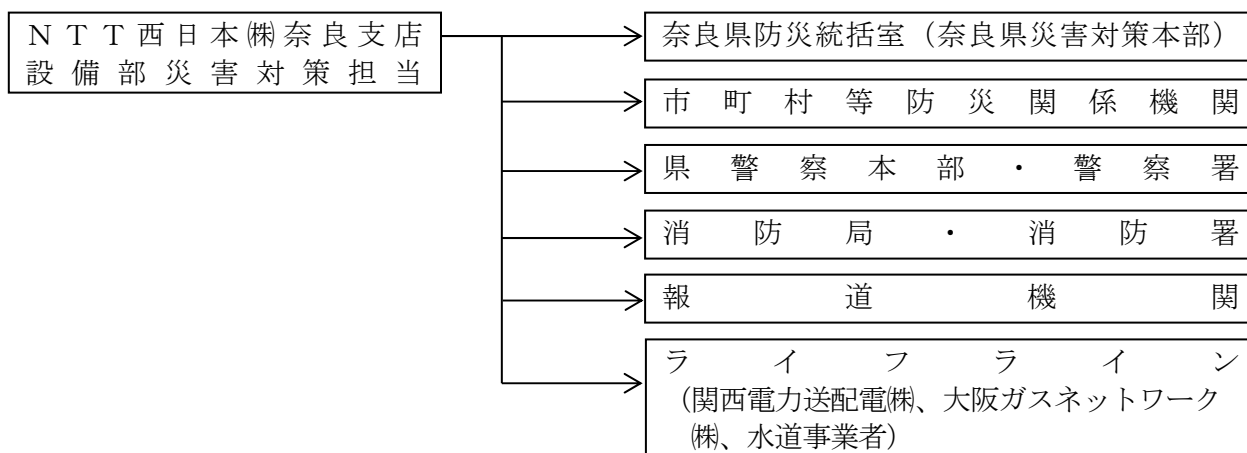
2 発生直後の対応（西日本電信電話㈱奈良支店）

(1) 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧対策等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急復旧及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

(2) 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模又は状況により、県(県災害対策本部又は防災統括室)、市町村等の防災関係機関へ災害対策本部（災害情報連絡室）の設置を連絡するとともに、被害状況、復旧対策等に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な事項については、県、市町村等の防災関係機関に速やかに報告する。



(3) 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- 1) 気象状況、災害予報等
- 2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- 3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- 4) 被災設備、回線等の復旧状況
- 5) 復旧要員の稼働状況
- 6) その他必要な状況

(4) 災害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災状況を把握し、復旧対策を実施する。

また、応急対策に必要な要員及び資材等を確保する。

- ・災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員を確保する。
- ・復旧資機材調達及び災害対策機器、工事車両等を確保する。
- ・被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として、広域復旧体制を整える。

(5) 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

3 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- (1) 災害等の問合せに対する受付体制を整える。
- (2) 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- (3) 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- (4) 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- (5) 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

4 応急復旧措置

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。

また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ次表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

回線復旧順位

順 位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気 象 機 関 ○ 水 防 機 関 ○ 消 防 機 関 ○ 災 害 救 助 機 関 ○ 警 察 機 関 ○ 防 衛 機 関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く。）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

5 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

6 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、通信の利用制限等の措置を行う。

7 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により、著しい通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を、速やかに提供する。

8 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立対地等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策用無線機等により措置を行う。

第4項 電力施設応急対策計画

〔(関西電力送配電㈱奈良本部)〕

「第3章 第9節 第3項 電力施設応急対策計画」に準ずる。

第5項 ガス施設応急対策計画

〔(大阪ガスネットワーク㈱北東部事業部)〕

大地震が発生した場合、「防災業務計画」に基づき、防災関係機関と連携協力し応急対策を実施する。

1 実施機関

大阪ガスネットワーク㈱北東部事業部

2 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

3 応急対策の内容

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

(1) 情報の収集伝達及び報告

1) 地震情報の収集、伝達

供給区域内の主要地点に設置した地震計により地震情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

2) 通信連絡

ア 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

3) 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

1) 災害発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常招集に基づく動員を行う。また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

2) 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

3) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会

の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災を免れた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある時は、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

1) 地震災害対策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化を図るため、導管網のブロック化を行う。

イ 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震動以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 応急復旧対策

1) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。